

和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットの制定等に関する訓令

(最終改正：平成25年5月2日 和歌山県警察本部訓令第14号)

和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットの制定等に関する訓令を次のように定める。

和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットの制定等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、和歌山県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「シンボルマーク等」という。）の制定及び使用に関し必要な事項を定め、もって県民の理解と協力に支えられた県警察の確立に資することを目的とする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークの図柄及び主旨は、別図1のとおりとする。

(シンボルマスコット)

第3条 シンボルマスコットの図柄及び主旨は、別図2のとおりとする。

2 愛称は、「きしゅう君」とする。

(使用)

第4条 シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(商標権及び意匠権)

第5条 シンボルマーク及びシンボルマスコットの商標権及び意匠権は、一般財団法人和歌山県警察共助会が有する。

(別図1，2省略)